

## 令和2年 第11回蔵王町農業委員会総会議事録

第11回蔵王町農業委員会総会は、令和2年10月26日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	村上利雄	2番	山家一彦
3番	勅使瓦幸一	4番	佐藤ゆり
5番	佐藤良彦	6番	玉根可奈
7番	菅井啓二	8番	平間栄
9番	武田明夫		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢敏朗	齋藤秀俊	村上智彦
大和憲男	會田照	平間昭男
鈴木好和	山家照雄	川村富士男
我妻義明	佐藤雄一	杉山由美子

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

山家文一

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村上伸浩
書記	秋保裕里絵 山家知之

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
日程第6	第4号議案 非農地証明について
日程第7	第5号議案 蔵王町農業委員会非農地証明取扱要領の一部改正について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第11回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

- 議長 長 これより会議を開きます。  
只今の出席農業委員は9名、推進委員は12名であります。  
山家文一推進委員からは欠席の報告がありました。  
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議長 長 これより、令和2年第11回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議長 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]
- 議長 長 異議なしと認めます。よって、1番村上利雄委員、2番山家一彦委員の2名を指名いたします。
- 議長 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知を議題といたします。事務局に説明をさせます。  
[事務局長朗読により説明]
- 事務局長 報告が終わりましたので質問を許します。  
[なしの声あり]
- 議長 長 質問がございませんので日程第2 報告事項1を終わります。
- 議長 長 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。  
[事務局長朗読により説明]
- 事務局長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。
- 議長 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。  
[5番委員により現況報告]
- 議長 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
- 4番委員 番号26番の譲受人の方の年齢が83歳で申請事由が経営規模の拡大のためとありますが、何人で経営するか分かれば教えてください。
- 事務局 はい、お答えいたします。譲受人の経営状況に稼働力3人と記載しております。譲受人と同家族で妻と娘さんの3人で経営している状況です。

3 番 委 員 番号26番の申請地に関しては、円田2期地区、ほ場整備事業の担い手集積型補助事業でもって区画整備した地域であります。そうすると今回は個人の方が贈与を受けるということで、担い手への集積にはつながらないのか？

事 務 局 はい、お答えいたします。円田2期地区ほ場整備事業については、既に完了したほ場整備地区で農地集積目標は達成しております。また、今回の集積が担い手への集積にならないのかということについてはそのとおりでございますのでご理解願います。

議 長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第3 第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第4 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事 務 局 長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。  
[6番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

2 番 委 員 番号31番について始末書がありますが、どのような経緯で違反転用になったのか？

事 務 局 はい、お答えいたします。経緯としましては今回、譲受人が当該申請地に住宅を建築するにあたって行政書士の方へ依頼をしました。依頼を受けた行政書士の方から農業委員会へ相談があってその土地を確認したところ農地であることを確認しました。その土地についてはすでに道路で舗装がしてあって違反転用なので譲受人に農地法の趣旨等を説明して、始末書を添付していただきましたのでご理解願います。

議 長 他に質問はございませんか。

我妻推進委員 確認ですが、番号31番の譲受人の年齢が58歳と記載してありますが間違いではないか。

事務局 はい、お答えいたします。すみません申請書を確認したところ議受人の年齢を58歳と記載しておりましたが、30歳でありますので大変申し訳ございませんが年齢の訂正方お願いいたします。

議長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第4 第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第5 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

2番委員 利用権再設定番号44番に相続権者代表と記載してあるが、参考までお尋ねするが相続権者全員の同意が必要なのか。

事務局 利用権設定をする場合は相続権者の同意は必要となります。また、利用権設定する年数によって違ってきますが、5年未満であれば相続権者の二分の一の同意、5年以上であれば相続権者の全員の同意が必要となります。

議長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第5 第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第6 第4号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) 現況等については、委員により現地調査済です。

議長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

議 長 [4番委員により現況報告]  
説明と報告が終わりましたので質問を許します。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第6 第4号議案は原案  
のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されまし  
た。

議 長 日程第7 第5号議案 蔵王町農業委員会非農地証明願取扱要領の一  
部改正についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事 務 局 長 [事務局長朗読により説明]  
議 長 説明が終わりましたので質問を許します。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第7 第5号議案は原案  
のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されまし  
た。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了致しました。慎重なご審議  
感謝申し上げます。

(午後2時35分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和2年10月26日

議長

武田 明夫

1番

村上 利雄

2番

山家 一彦

